都道府県

各 指定都市 高齢者施設等整備担当課 御中中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課

第1次国土強靱化実施中期計画に位置付けられた「社会福祉施設等の 耐災害性強化対策」に係る令和8年度所要見込額調査の実施について

平素より、国土強靱化のための介護施設等の整備にご尽力賜り厚く御礼申し 上げます。

介護施設等の耐災害性強化対策(耐震化・ブロック塀等の改修・水害対策・ 非常用自家発電設備の設置)については、これまで地域介護・福祉空間整備等 施設整備交付金により支援してきたところ、本年6月6日に「第1次国土強靱 化実施中期計画(以下「実施中期計画」という。)」が閣議決定され、令和8年 度から令和12年度までの間、引き続き取り組むこととされたところです。

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に係る令和8年度概算要求においては、実施中期計画のための必要な経費については予算編成過程で検討するとしており、効果的な取組の推進を図る観点から、下記のとおり令和8年度における国土強靭化対策に関する所要見込額調査を実施することとしましたので、各都道府県・指定都市・中核市におかれましては、調査へのご協力についてお願い申し上げます。

また、実施中期計画の策定に伴い、今後5カ年にわたる事業の適切かつ効果的な実施を図る観点から、別添のとおり交付要綱及び実施要綱の改正を行い、国土強靱化対策に係る補助対象事業の範囲について明確化することを検討していますので、本調査の回答及び次年度以降の事業の計画的な推進に当たって参照いただきますようお願い申し上げます。

なお、今後、計画に沿った取組を着実に推進する観点から、実施中期計画の計画期間(令和8年度~令和12年度)における整備予定数等の把握のための調査について実施予定であることを申し添えます。

1 提出書類

第1次国土強靱化実施中期計画に係る令和8年度所要見込額調査票(別添及び別添①~④)

- 2 提出先及び提出期限
- (1)提出先 厚生労働省老健局高齢者支援課 kiban-seibi@mhlw.go.jp
- (2) 提出期限 令和7年9月30日(火)
- 3 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における国土強靱化対策に係る 補助対象事業の範囲

別添の実施要綱改正案で示す国土強靱化対策に係る対象事業の記載箇所を (1)~(4)のとおり抜粋してお示しますので、適宜参照ください。

(1)耐震化

耐震化促進事業

耐震診断の結果、震度6強以上の地震で倒壊の危険性がある高齢者施設等(昭和56年5月31日までに建築確認申請が受理されていた旧耐震基準による建築物に限る。)において、必要な耐震改修(これに付随して実施する大規模修繕等(天井等の非構造部材の落下防止対策等、地震被害の防止等に資するものに限る。)を含む。)を実施するもの

(2) ブロック塀等の改修

高齢者施設等のブロック塀等改修整備事業

高齢者施設等の敷地内に設置されているブロック塀等(コンクリートブロック塀(壁)、石塀(壁)、煉瓦塀(壁)等その他これに類するものをいう。)について、別で示す実施方法による安全点検の結果、損壊するおそれがある等、安全性に問題があると認められるものについて、安全性を確保するための整備(解体・撤去、再設置(解体・撤去後に生垣やフェンス等、ブロック塀等以外のものを設置する場合を含む。)、改修等)を行う事業

なお、本事業における整備箇所については、安全点検の結果は問題がないブロック塀等であって、安全性に問題があるブロック塀等に接続されている等の理由により、一体的に整備を実施することが適当と認められる部分についても対象として差し支えない。

(3)水害対策強化

水害対策強化事業

次に掲げるいずれかの区域に所在する高齢者施設等において、台風等に伴う洪水、高潮による被害、土砂災害及び集中豪雨等による水災害の発生時における利用者等の円滑な避難の実施及び水災害による被害の軽減を図るため、下表に掲げる整備を行う事業

事業の内容 水害発生時における避難・垂直避難の円滑な実施のために行う整備 浸水・土砂流入に伴う施設・設備等の被害を軽減するための整備

浸水・土砂流入に伴う施設・設備等の被害を軽減 するための整備

想定される事業

- ・エレベーターの設置(中間階に異動させ運転を休止するための改修を含む。)
- ・高齢者施設等の利用者等及び従事者の安全確保並びに利用者等に対する適切なケアの提供のため、想定される浸水深を踏まえ2階以上の階に避難スペースを設置するための改築又は改修
- ・車椅子での迅速な避難を促進するためのスロープ の設置
- ・その他、水災害の際の高齢者施設等の利用者等の 円滑な避難のため必要となる整備
- ・想定される浸水深を踏まえて実施する非常用自家 発電設備装置の屋上等への移設
- ・電気室等の扉の防水扉への改修
- ・高齢者施設等の出入口等に止水板・防水板(脱着式のものであって、設置に軽微な整備を伴うものを含む。)の設置
- ・その他、水災害の際の高齢者施設等における浸水 等被害の軽減のために必要となる整備
- (a) 建築基準法(昭和25年法律201号)第39条により指定された災害危険区域
- (b) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年 法律第57号)第7条により指定された土砂災害特別警戒区域及び同法第9条により指定された特別警戒区域
- (c) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条により指定された地すべり 区域及び地すべり防止区域
- (d) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3 条により指定された急傾斜地崩壊危険区域
- (e) 津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第53条により 指定された津波災害警戒区域及び同法第72条により指定された津波災害特別警戒 区域
- (f) 特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条により指定された浸水被害防止区域並びに特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律

(令和3年法律第31号) 附則第2条により、なお従前によるとされた都市洪水想 定区域及び都市浸水想定区域

- (g) 水防法(昭和24年法律第193号)第15条第1項第4号に規定する浸水想定 区域(同法第14条により指定された洪水浸水想定区域、同法第14条の2により 指定された雨水出水浸水想定区域及び同法第14条の3により指定された高潮浸水 想定区域をいう。)
- (h) その他、水害における被害の発生の危険性が認められると災害対策基本法(昭和 36年法律第223号)第2条により作成された地域防災計画等で定める区域

(4)非常用自家発電整備

非常用自家発電設備整備事業

高齢者施設等において、災害により長期の停電等が発生した場合であっても、その機能を維持するために必要な電源を確保するため、次に掲げる全ての要件を満たす非常用自家発電設備(燃料貯蔵用のタンクを含む。)を整備する事業

- (a) 専ら非常時に用いるものであって、設置に当たり施設に付帯する 工事を 伴うもの
- (b) 電気及びガス等のライフラインや物資等の供給が寸断された状況下 においても、発災後3日間(72時間)以上の高齢者施設等の事業継続が可能であると認められるもの

本事業における整備については、新設のほか、修繕、法定耐用年数を経過したものの更新及び高齢者施設等の機能の維持のための発電容量の増加や燃料貯蔵用タンクの貯蔵量の増加のための改造等の工事を含むものとする。

〇 実施中期計画上の社会福祉施設等における施策の目標

社会福祉施設等の耐災害性強化対策【厚生労働省・こども家庭庁】

① 廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉施設等(全国約 22 万施設)の耐震化率

99. 47% [R2] \rightarrow 99. 71% [R12] \rightarrow 100% [R52]

② 廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉施設等(全国約 22 万施設)の うち、倒壊のおそれのあるブロック塀の改修が必要とされる施設 (全国 約 500 施設)の対策完了率

20% [R4] \rightarrow 53% [R12] \rightarrow 100% [R52]

③ 廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉施設等(全国約 22 万施設)の うち、洪水、内水、高潮又は津波による浸水が想定される区域内 にある 等、水害対策(止水板設置、浸水深以上の階への避難手段確保等)が必要 とされる施設(全国約 4, 200 施設)の対策完了率

 $4\% [R4] \rightarrow 24\% [R12] \rightarrow 100\% [R37]$

④ 廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉施設等(全国約22万施設)のうち、大規模地震時にも対応可能な非常用自家発電設備(3日分の電力確保)の強化が必要とされる施設(全国約7,600施設)の対策完了率

 $12\% \text{ [R4]} \rightarrow 49\% \text{ [R12]} \rightarrow 100\% \text{ [R20]}$